

ID: 446

担当部署: 上下水道室 工務課下水道係

<b>処分の概要</b>	手数料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市下水道条例 第35条		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第196号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第35条 管理者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ手数料を徴収する。</p> <p>(1) 指定業者登録手数料</p> <p>ア 新規 1件につき10,000円</p> <p>イ 継続 1件につき5,000円</p> <p>(2) 排水設備等の計画確認手数料</p> <p>ア 新規 1件につき5,000円</p> <p>イ 増設又は改築 1件につき5,000円</p> <p>ウ 撤去 1件につき500円</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和 6 年 7 月 31 日